

議 会 運 営 委 員 会 記 録 (No.26)

1 日 時 令和8年5月8日(金)
午前10時00分 開会
午前10時16分 閉会

2 場 所 議会運営委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	西 田 一	副 委 員 長	松 岡 裕 一 郎
委 員	菊 地 公 平	委 員	佐 藤 栄 作
委 員	富 士 川 厚 子	委 員	小 宮 けい子
委 員	森 結 実 子	委 員	山 内 涼 成
委 員	奥 村 直 樹		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

総務市民局長	三 浦 隆 宏	総 務 部 長	滝 剛
総 務 課 長	高 村 真	議 会 担 当 課 長	平 野 雄 士

6 事務局職員

事 務 局 長	天 本 克 己	次 長	大 迫 道 広
総 務 課 長	木 村 貴 治	議 事 課 長	松 尾 康 彦
政策調査課長	井 村 公 洋	広報・政務活動費担当課長	馬 場 秀 一
議 事 係 長	佐々木 雄一郎	書 記	嶋 田 裕 文
			外 関 係 職 員

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	令和8年6月定例会会期日程案について	資料No.1のとおり確認。
2	市歌斉唱への参加団体について	資料No.2のとおり確認。
3	議会運営上の協議事項について (1) 少数会派の予算・決算特別委員会の市長質疑の持ち時間の改善について (No.11) (2) 議場へのパソコンの持込みについて (No.16) (3) 市議会会議規則第2条「欠席理由」への「子ども行事への参加」の追加について (No.18)	(1)～(3)について、次回本委員会で意見を伺うため、各会派での検討を依頼。

8 会議の経過

○**委員長（西田一君）** 開会します。まず、令和8年6月定例会会期日程案について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○**議事課長** 資料ナンバー1をお願いいたします。6月定例会につきましては、現在のところ、6月4日に招集する予定であるとの連絡を執行部から受けておりますので、同日を開会日とする会期日程案を、従来の例に倣って作成しております。会期は6月4日から12日までの9日間でございます。

まず、本会議につきましては、4日は市長の提案理由説明及び質疑並びに一般質問、5日、8日及び9日の3日間は一般質問、12日は議案の採決でございます。

次に、常任委員会につきましては、10日と11日の2日間でございます。なお、予定どおり6月定例会が6月4日に招集される場合には、その7日前に当たる5月28日に議会運営委員会を開催し、市長提出議案の確認や、正式な会期日程の決定などを行っていただくこととなります。この日程でいきますと、請願・陳情の締切日は、点字分が5月28日、点字以外の一般分が6月3日となります。以上でございます。

○**委員長（西田一君）** ただいまの説明のとおり確認願えますか。

(異議なし)

では、そのとおり確認します。

次に、市歌斉唱への参加団体について、6月定例会の担当会派は自民党・無所属の会ですので、参加団体について、御説明をお願いします。

○**委員（菊地公平君）** 資料ナンバー2をお願いします。6月定例会における市歌斉唱の参加団体について御説明します。

参加団体は深みどり会です。深みどり会は、2022年6月、音楽活動を共にしてきた3名が互いに小倉西高校の合唱部、みどり会のOGだと気づいたことをきっかけに結成されました。現

在は、約40名の元みどり会のOGが中心に集まり、月2回練習を行っております。指揮や伴奏も会員自らが担当し、部活動のような雰囲気で行っているようです。

これまで、チャリティー公演やコーラスフェスティバル等に出演したほか、一昨年6月のファーストコンサートの開催を経て、来月13日にはムーブ2階ホールでセカンドコンサートを予定しているようです。

当日の実施方法については、演壇前で斉唱いたします。議員、執行部ともに起立の上、一緒に市歌の斉唱をお願いします。説明は以上です。

○委員長（西田一君） ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、議会運営上の協議事項についてを議題といたします。本日は、資料に記載の3件について協議を行います。協議事項の1から3までの3件について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー3をお願いいたします。少数会派の予算・決算特別委員会の市長質疑の持ち時間の改善についてでございます。

まず、提案趣旨は、3人以下会派の予算・決算特別委員会の市長質疑の持ち時間を増やしてはどうかというものでございます。

現状等について御説明します。予算・決算特別委員会における市長質疑については、先例212によりまして、各分科会おおむね2時間とされており、その中で各会派の持ち時間について、所属議員3人以下の会派については、360分を議員定数で割ったもの、所属議員4人以上の会派については、120分から各分科会所属の3人以下の会派の持ち時間を引いた残りを、会派数で割ったものとなっております。直近の令和8年度予算特別委員会での各会派の持ち時間は、資料下段に記載のとおりとなっております。

今回の提案は、少数会派の持ち時間の改善ということでありますので、あえて3人以下会派の持ち時間を増やそうとすれば、120分を単純に会派の数で割る方法や、3人以下の会派について、持ち時間を一律何分増やすなどの方法が考えられますが、現状、各分科会120分という枠の中での計算となりますので、その分4人以上の会派の持ち時間が少なくなっていくということになります。

次に、資料ナンバー4をお願いいたします。議場へのパソコンの持込みについてでございます。

まず、提案趣旨は、パソコンを議場に持ち込むことができるようにしてはどうかというものでございます。

現状等について御説明します。パソコン等の持込みについては、これまでの本委員会での協議により、議場へは、議員・執行部ともに、タブレットの持込みは認めていますが、パソコン

の持込みは認めておりません。また、委員会室へは、議員・執行部ともに、パソコン・タブレットのいずれも持込みを認めております。なお、キーボード等、タブレットの付属品については、議事の妨げにならない範囲で持込みが認められております。

提案どおり、議場へのパソコンの持込みを認めた場合、各議員が、パソコンかタブレットのいずれか使いやすい機器を選んで使えるようになりますが、議場には、電源がありませんので、あらかじめ充電したパソコンを持ち込むか、モバイルバッテリーを各自で準備していただく必要がございます。

次に、資料の下段に記載しておりますパソコン及びタブレットの使用条件についてですが、タブレット導入の際に定めた要綱を適用しております。

参考までに、本協議事項と同等の内容については、令和6年に本委員会で協議しており、その際、委員会室への執行部のパソコンの持込みについては、認めることに決定しましたが、議場へのパソコンの持込みについては、現行どおり認めないことに決定しました。また、パソコンの使用条件についても、その際の協議でタブレットの使用基準を適用することで協議が整ったものでございます。

なお、他の政令市の状況について調査したところ、議場へのパソコンの持込みを認めているのが7市、認めていないのが、本市を含め、13市という状況でございます。

今回の協議に当たり、前回同様、執行部の議場へのパソコンの持込みについても、併せて協議いただければと思います。

次に、資料ナンバー5の1をお願いいたします。市議会会議規則第2条欠席理由への子ども行事への参加の追加についてでございます。

まず、提案趣旨は、会議及び委員会の欠席理由に、来賓出席を除き、子ども行事、入学式や卒業式等の参加も想定した欠席理由を追加してはどうか。あわせて、市職員、答弁者へも、代理出席等を促してはどうかというものでございます。

現状等について御説明します。まず、本市議会の現状ですが、欠席の届出については、資料の下段に記載のとおり、北九州市議会会議規則において欠席事由が例示されており、本会議、委員会ともに標準市議会会議規則と同様に、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のためとされています。

次に、他の政令市の状況について、御説明いたします。標準会議規則では、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、議長、委員会においては委員長に届け出なければならないとされています。本会議については、本市を含め、18市が標準会議規則と同様の規定。委員会については、本市を含め、10市が標準会議規則と同様の規定という状況でございます。

次に、資料ナンバー5の2をお願いいたします。本市議会では、会議規則に規定された欠席事由がどのような場合に該当するのか、基本的な考え方として、令和3年11月4日の議会運営

委員会において項目ごとに具体的に想定される事例が申合せされております。その中で、その他のやむを得ない事由については、想定される事例として忌引、災害等が示されています。

なお、あわせて、欠席期間中の行為が、欠席事由の趣旨に照らし、市民の議会に対する批判を招き、また、議会に対する信頼を損なうことがあってはならないと申合せがされています。

最後に、市職員、答弁者の代理出席については、執行部側において出席者を判断するものであり、議会側から促すものではないと考えております。説明は、以上でございます。

○委員長（西田一君） ただいま議題となっております3件について、質問、意見はありませんか。富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 今タブレットを持ち込めるようになって、その上にパソコンを持っていく、何かパソコンじゃないとできないことがあるっていう理由で言われているのかわかってい確認したいのと、もう一個が以前たしか、入学式と卒業式の日午前中は議会を開かないっていうふうになっていて、それがコロナでなくなったのか、コロナのときに来賓で議員も呼ばれなくなったからなくなったのか、それがどうしてなくなったのか、多分会派で聞かれるかなと思うんで、分かったら教えてください。

○委員長（西田一君） 議事課長。

○議事課長 パソコンで行う作業というのは、恐らくタブレットではできない、資料作成であるとか、そういったところが想定されているだろうとっております。ただ、現状、委員会室でパソコンの持込みが認められておりますけれども、委員会室の中では、資料作成だとか、詳細な審議を行いますので、パソコン使う場面があるかと思っておりますけれども、議場のほうでは、大まかな議論の流れというのをつかむというところが主な作業というかですね、動きということになりますので、パソコンまでは必要ないんじゃないかと考えているところです。

○委員長（西田一君） 総務課長。

○総務課長 入学式、卒業式への配慮のところについて、コロナのときは来賓としての依頼、参加というのがなかったということだと思います。配慮するということについては、まだ行っておりまして、全体の会期の日程をずらさない範囲でできる限りの配慮をします。例えば、午後からの開議が可能であれば、そういう日程であれば、配慮しているというのが現状でございます。以上です。

○委員（富士川厚子君） はい。分かりました。

○委員長（西田一君） いいですか。奥村委員。

○委員（奥村直樹君） タブレットのところで、タブレットの持込み可ってなってるんですけど、議場には配付のタブレットはいいけど自前のタブレットは多分駄目なんじゃないかと思っております。規則的には、そこら辺がちょっと今曖昧になっている気がするんで、併せて確認できたらいいなと思っているのと、パソコンとタブレットと携帯電話ともう多分区分けが相当難しいと思うんですよ。パソコンでもばかって外してタブレットになるパソコンもあれば、携帯といっ

でももう、一番大きなスマホと一番小さなタブレットってほとんど差がなかったりとかするんで、なぜこの携帯電話は駄目なのか、例えば通信機器だから駄目なのかって言ったら、もうそれこそタブレットも場合によっては通信できたりとかあるのでですね、これを機に見直すのであれば、全部オーケーとなれば何の問題もないんですけど、この中でこれが駄目だっていうんだったら、このタブレット、パソコン、携帯って分けるんじゃないかと、この何の、例えば機能を使ってはいけないとかに絞っていったほうがいいかなと思ったんです。今回、もしこれはこれで終わったとしたらその後にもまたそういった議論ができたらと思うんですが、ちょっとこれを議論するに当たって、この携帯電話という定義が何なのかっていうところもちょっと合わせて付議していただいたほうが、いい悪いっていう判断をしやすいかなと思ったので、ちょっとできるならそういった情報とか、整理を一回してもらえたらいいなと。質問とか、要望でございます。多分今ないと思うんで、機器の整理をしてほしいなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（西田一君） 本会議場でどこまで作業するかということにもなると思うんですけど、議員みんな、個人差があるんで。ただこれ、僕これ自分で、キーボード買って使ってるけど、本来、もともとの議会のタブレットって、そんなにスペックは高くないと僕は思ってて、奥村委員の今の御質問が議論の本質かなとは思いますが。とりあえず会派で、まずは持ち帰って協議していただければと思います。ほかいいですか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 今の経緯だと、これタブレットのそもそもの概念というのは、貸与品であるタブレットという意味じゃなかったんですか。

○委員長（西田一君） 議事課長。

○議事課長 現在は貸与品ということになっておりますけれども、平成30年に議場への個人所有分のタブレットの議論がありまして、そのときには、個人所有分については認めないということになっております。それ以降、個人所有分のタブレットについては、話としては上がっておりませんので、現状持ち込めるのは、貸与分のみということになっております。

○委員（奥村直樹君） 委員会と議場は違うということですよ。委員会は私物のタブレットいいんですよ。

○議事課長 そうです。

○委員長（西田一君） いいですか。山内委員。

○委員（山内涼成君） はい。ありがとうございます。

○委員長（西田一君） ほかになければ、本日協議いただきました3件について、次回の本委員会で意見を伺いたいと思いますので、各会派で検討をお願いいたします。

ほかになければ、本日は、これで閉会します。